

飼料・飼料添加物の販売業者の届出について

1 飼料・飼料添加物の販売業者の届出

[新規届]

飼料・飼料添加物の販売業者は、事業を開始する2週間前までに、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する都道府県知事に届出してください。

[変更・廃止届]

飼料・飼料添加物の販売業者は、届出事項に変更が生じたとき又は業務を廃止したときは、その日から1ヶ月以内に、主たる事務所（本社）の所在地を管轄する都道府県知事あてに届出してください。

[届出期限を過ぎた場合]

届出期限を過ぎてしまった場合は、下記「問合せ先」まで御連絡ください。

2 届出の際の提出書類の種類

[新規届]

- (1) 「飼料（飼料添加物）販売業者届」
- (2) 参考資料（取り扱う品目が飼料安全法に基づいて製造、輸入又は販売されたことがわかる書面（飼料（飼料添加物）製造、輸入又は販売業者の届出書の写し）を添付してください。品目によっては、その他資料が必要になる場合があります。）

[変更届]

- (1) 「飼料（飼料添加物）販売業者届出事項変更届」
- (2) 参考資料（取り扱う品目が飼料安全法に基づいて製造、輸入又は販売されたことがわかる書面（飼料（飼料添加物）製造、輸入又は販売業者の届出書の写し）を添付してください。品目によっては、その他資料が必要になる場合があります。）

[廃止届]

- (1) 「飼料（飼料添加物）販売業者事業廃止届」

3 届出書の提出方法

- (1) 提出前に、下書きの段階で書類一式をメール送信してください。記載内容について事前確認いたします。
- (2) 届出書は2部提出してください。1部は東京都で受付後に控として返却します。
- (3) 届出書の提出にあたって郵送する場合は、返信用封筒（切手貼付、宛先記載）及び担当者の名刺を同封してください。
- (4) 電子申請については、下記までお問合せください。

4 届出書の控について

東京都においては、提出された届出書を受付後、1部を控として返却し、届出内容を管理しやすいようにしていますので、控の適正な整理・保管をお願いします。

【問合せ・届出書提出先】

東京都家畜保健衛生所 肥飼料検査センター

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-20-28

電話：042-524-6701

メール：hishiryo@section.metro.tokyo.jp